

京都市教育長訓令甲第3号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市教育長 稲田新吾

第3条第2項中「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、北総合支援学校中央分校開設準備室長」を「洛西陵明小中学校教育企画推進室長、栄桜小中学校教育企画推進室長」に改め、同条第12項中「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長、小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室長又は北総合支援学校中央分校開設準備室長」を「洛西陵明小中学校教育企画推進室長又は栄桜小中学校教育企画推進室長」に改め、「室長補佐」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)